

令和3年（2021年）3月11日

枚方市議会議長  
野村生代様

教育子育て常任委員会  
委員長 大地正広

### 教育子育て常任委員会事件審査報告書

本委員会は、慎重に付託事件の審査を行った結果、令和3年（2021年）3月11日の会議において下記のとおり決定したので、枚方市議会会議規則第103条の規定により報告します。

#### 記

事件番号	事 件 名	審査結果
議案第129号	子どもを守る条例の制定について	原案可決とすべきもの



# 委員長報告参考資料

## 1. 主な質疑項目

- ・ 子どもに係る権利の位置づけについて
- ・ 「子どもが持つ権利」と「子どもの権利」の意味の相違について
- ・ 「子どもだけが変わるのではなく」の意味について
- ・ 「子どもを誰一人取り残さない」という表記を社会福祉審議会の報告書から用いなかった理由について
- ・ 子どもを一人の人間としてその権利を尊重することの認識について
- ・ 普及、啓発における市の責務について
- ・ 子どもたちへの伝え方について
- ・ 子どもの育ち見守りセンターの条例上の位置づけについて
- ・ 予防的な支援の充実に向けた取組について
- ・ 相談体制等の充実に向けた取組について
- ・ いじめの対応をめぐる教育機関との連携について

## 2. 討論要旨

### [広瀬ひとみ委員]

議案第129号 子どもを守る条例の制定について、日本共産党議員団を代表し、賛成討論を行います。

本条例は、子どもの権利を踏まえ、社会全体で子どもを守るために制定されるものです。子どもには、安心して生きる権利、自分らしく生きる権利、豊かに育つ権利、参加する権利があります。子どもを取り巻く社会環境はますます厳しさを増し、こうした権利が脅かされています。子どもを守るといふならば、条例にも明確におのおの権利について書き込むべきところです。この点は不十分であり不服ですが、基本理念として位置づけられているとのことでしたので、条例趣旨の普及と併せて、その内容がしっかりと伝わるよう努力していただきたいと思います。

児童虐待や性暴力、体罰など、あらゆる暴力から子どもを守ることが求められています。格差と貧困が広がる中で、子どもの貧困をなくし、健やかな成長、学び続けられる環境を保障すること、多様性を尊重し、いじめをなくし、楽しく安心できる学校園をつくらなければなりません。また、子どもの意見を尊重し、困ったときにいつでもSOSを発することができる相談体制の充実が必要です。今回、条例制定に合わせ子ども見守りシステムを構築し、子どもに関する情報を一元管理し迅速な対応、支援に努めるとされていますが、個人情報取り扱いや保護には十分に留意し慎重に活用するとともに、データ頼りにせず、関係機関、職員が連携し、保護者や子どもの信頼をしっかりと勝ち取る中で、課題を把握し、必要な相談支援に当たっていただきたいと思います。

また、子どもの育ち見守りセンターは、ソーシャルワークの拠点としてますます重要な役割を担っていきます。必要な専門職員をしっかりと確保、育成し、支援施策

の充実に努めるとともに、より一層、工夫して周知を行っていただくよう求めます。

自己責任の押しつけではなく、子どもを誰一人取り残すことのない社会の実現を願ひまして、賛成討論といたします。

#### [岩本優祐委員]

本委員会に付託された議案第129号 子どもを守る条例の制定についての採決に当たり、賛成の立場から討論を行います。

本議案は、近年、子どもの課題が深刻化する中、子ども・子育て支援に関し、基本理念を定め、市などの責務や役割を明らかにするとともに、子どもを守る体制づくり、子ども・子育て支援に関する基本事項を定めることにより、一人一人の子どもが笑顔で健やかに成長できるまちの実現に資するため条例を制定するものです。

本委員会では、「子どもの成長を支える施策について」をテーマとした所管事務調査の中で、条例の制定を検討する理事者からの説明を受け、各委員間で意見交換を行い、まとまった意見を提案しました。そして、それを受けた理事者におかれては、諮問した社会福祉審議会子ども・子育て専門分科会において、条例制定について審議を重ねてきました。

そうした過程を経て、今回上程された子どもを守る条例については、本委員会としても、条例の前文や条文に掲げる理念や目的の実現が期待できるものと考えます。

そこで、賛成するに当たり、この間、繰り広げられてきた議論や意見を集約することも含め、次のとおり述べさせていただきます。

まず、子どもの貧困、いじめ、虐待、ひきこもり、不登校など、子どもが抱える課題は、ますます複雑化、深刻化しています。全国的には、子どもの命や心身の発達に重大な影響を及ぼす事案が多数報告されており、本市としても、特別な家族の問題として取り組むのではなく、どの家庭にも起こり得るものと認識し、全ての家庭の全ての子どもを念頭に、取組を進める必要があります。

そのため、一人一人の子どもに最善の利益を届けるために、条例においては、克服すべき課題をしっかりと捉え、縦割りを乗り越えた総合的な支援、子どもの成長に合わせた切れ目のない一貫した継続的支援、市民みんなで子どもを守る重層的な支援の3点を基本方針としたことについては評価をするものです。

これについては、委員会の所管事務調査の中で、子どもが抱える課題への対応が進んでこなかった点も挙がっており、市、保護者、地域住民、学校園等、事業者など、社会を構成するあらゆる主体が、それぞれの役割と責任を果たしながら、社会全体で取り組んでいくことが重要です。そして、そのコンダクター、コーディネーターとなるのは市であり、覚悟を持って、枚方の子どものために取り組んでもらいたいと考えます。

また、基本方針を実現するための手法として、子どもに関する情報を集約し、より早期に的確な支援を届け、さらには予防的支援のために活用することで、一人一人の子どもを見守り、支えていく体制をさらに整備されることを期待します。子どもに関する情報の取扱いについては、秘匿性のある情報も含まれており、厳密に取

り扱っていただくことと、予防的支援については、子どもへのレッテルとならないよう慎重に取り扱っていただくことを併せてお願いしておきます。

加えて、社会の傾向としては、少子化、人間関係の希薄化が進行しており、さらにコロナ禍の影響により、子ども同士のみならず、保護者同士の触れ合いの機会も減少しています。そうした中であっても、子どもが多様な経験を積み重ねながら、自分も他者も大切に、主体的に生きる力を身につけていける環境を整えること、また、保護者が子育てに関する悩みや課題を抱え込むことなく、子育てに喜びや楽しさを持ち、安心して子どもを育てることができる社会を形成していくことが必要です。この条例が制定されることで、真に本市における子ども・子育て支援の指針となるよう、市議会としても継続して、その進捗を確認していきたいと考えます。

なお、それぞれの人の「子どもを守る」ことの捉え方にばらつきが大きいとも感じます。市民への啓発においては、今も「守られていない」子どもへの配慮とともに、普遍的に守られるべき子どもの権利、とりわけ、子どもには意見を表明する権利があること、大人は子どもが意見表明できる安全、安心な場をつくることの必要性を、大人と子どもそれぞれにそれぞれの方法でしっかりと伝え、この条例制定を機に「子どもの声を聴く」枚方市をつくっていくことを切に要望します。

条例が制定されても市民一人一人に浸透させるのは並大抵のことではありませんが、子どもたちは「今」も日々生活し、成長しています。そして、さまざまな課題を抱え、悩んでいます。子どもを守る取組は待ったなしの状況です。不断の努力をもって、条例の周知、啓発と具体的な対策を迅速に取り組んでいただくようお願いし、本議案を原案可決とすべきであることを申し上げ、賛成討論といたします。